

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	三井住友トラストグループ株式会社	コード	8309
提出日	2026/5/20	異動（予定）日	2026/6/19
独立役員届出書の提出理由	2026年6月19日に開催を予定する定時株主総会において選任議案として付議される社外取締役候補者8名を独立役員として指定するため。		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
1	鹿島 かおる	社外取締役	○														○		有
2	伊藤 友則	社外取締役	○														○		有
3	渡辺 一	社外取締役	○														○		有
4	藤田 裕一	社外取締役	○														○		有
5	榊原 一夫	社外取締役	○														○		有
6	小堀 秀毅	社外取締役	○														○	新任	有
7	小林 悦子	社外取締役	○														○	新任	有
8	志済 聡子	社外取締役	○														○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	当社の定める独立性判断基準を充足していることから、記載を省略しております。独立性判断基準及び当該基準に含まれる軽微基準の概要につきましては、「4. 補足説明」をご参照下さい。	鹿島氏は、長年大手監査法人に所属し、公認会計士として事業会社の監査を担当するなど、財務会計に関する豊富な知識及び経験を有しているほか、監査法人の常務理事や企業経営者として経営、人事、コーポレートカルチャー、広報及び女性活躍推進等の会社経営の経験を有しており、在任中はかかる経験等に基づく発言・助言をいただくとともに、監査委員会委員長として、取締役会の監督機能の更なる向上に尽力いただいていることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、2019年6月まで、EY新日本有限責任監査法人のシニアパートナーを務めておりましたが、同法人と当社及び当グループ会社との間における過去3事業年度の平均年間取引額は、同法人の売上高及び当社の連結業務粗利益の1%未満であること等から、独立性に問題はありません。 上記を踏まえ、当社が株式を上場する金融商品取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外取締役と判断し、独立役員として指定しております。
2	同上	伊藤氏は、国内外の金融機関での勤務経験を経て、一橋大学元教授及び早稲田大学現教授として、企業戦略、グローバル金融ビジネスに関する知識や経験を豊富に有していることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。 上記を踏まえ、当社が株式を上場する金融商品取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外取締役と判断し、独立役員として指定しております。
3	同上	渡辺氏は、政府系金融機関の元代表取締役社長として、銀行経営全般及び政策金融等に関する豊富な経験、国内外の金融・経済情勢に関する豊富な知見を有していることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、2022年6月まで、株式会社日本政策投資銀行の代表取締役社長を務め、その後2023年6月まで同社の顧問を務めておりましたが、同社と当社及び当グループ会社との間における過去3事業年度の平均年間取引額は、同社の売上高及び当社の連結業務粗利益の1%未満であること等から、独立性に問題はありません。 上記を踏まえ、当社が株式を上場する金融商品取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外取締役と判断し、独立役員として指定しております。
4	同上	藤田氏は、大手損害保険グループの元取締役及び常勤監査役として、経理、リスク管理、資産運用、企業経営等に関する豊富な経験を有していることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、2020年6月まで、東京海上日動火災保険株式会社の専務取締役を務め、2024年6月まで、東京海上ホールディングス株式会社（以下、「東京海上HD」といいます。）の常勤監査役を務めておりましたが、東京海上HDと当社及び当グループ会社との間における過去3事業年度の平均年間取引額は、東京海上HDの連結売上高及び当社の連結業務粗利益の1%未満であること等から、独立性に問題はありません。 上記を踏まえ、当社が株式を上場する金融商品取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外取締役と判断し、独立役員として指定しております。

5	同上	榊原氏は、福岡高等検察庁及び大阪高等検察庁の元検事長として、法律に関する豊富な知識に加えて、組織マネジメントに関する経験を有していることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。 上記を踏まえ、当社が株式を上場する金融商品取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外取締役と判断し、独立役員として指定しております。
6	同上	小堀氏は、日本を代表する総合化学企業の元代表取締役社長兼社長執行役員として長年にわたり経営に携わられており、会社経営全般に関する豊富な経験を有していることから、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、2022年4月から現在に至るまで、旭化成株式会社の取締役会長を務めておりますが、同社と当社及び当グループ会社との間における過去3事業年度の平均年間取引額は、同社の売上高及び当社の連結業務粗利益の1%未満であること等から、独立性に問題はございません。 上記を踏まえ、当社が株式を上場する金融商品取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外取締役と判断し、独立役員として指定しております。
7	同上	小林氏は、国際的な金融会社の元代表取締役社長・会長として、会社経営全般、グローバル金融ビジネス及び資産運用に関する豊富な知識と経験を有していることから、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、2024年3月まで、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の代表取締役会長を務めておりましたが、同社と当社及び当グループ会社との間における過去3事業年度の平均年間取引額は、同社の売上高及び当社の連結業務粗利益の1%未満であること等から、独立性に問題はございません。 上記を踏まえ、当社が株式を上場する金融商品取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外取締役と判断し、独立役員として指定しております。
8	同上	志済氏は、国際的なIT企業の執行役員及び大手国内製薬株式会社の執行役員として、IT分野における豊富な知識、経験やグローバルな視点、及び事業経営に携わった実績等を有していることから、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、2019年4月まで、日本アイ・ビー・エム株式会社の執行役員を務め、2024年3月まで、中外製薬株式会社の執行役員を務めておりましたが、両社と当社及び当グループ会社との間における過去3事業年度の平均年間取引額は、両社の売上高及び当社の連結業務粗利益の1%未満であること等から、独立性に問題はございません。また、当社の主要子会社である三井住友信託銀行株式会社は、同氏の持つITに係る専門的な知見を踏まえた外部目線でのアドバイスをいただくことを目的に、2025年5月から2026年6月までの間、同氏が代表を務める合同会社アイシスコンサルティングに対して業務委託を行っておりますが、同氏は三井住友信託銀行株式会社の業務執行者には該当せず、かつ同社及び同氏が三井住友信託銀行株式会社から収受していた過去3事業年度の平均年間取引額は1,000万円未満であり、当社の独立性判断基準にて定める軽微基準に比して少額であること等から、取締役としての独立性に問題はございません。なお、本委託契約は同氏の取締役就任前に終了となります。 上記を踏まえ、当社が株式を上場する金融商品取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外取締役と判断し、独立役員として指定しております。

4. 補足説明

<p>当社は、以下の通り、独立性判断基準及び当該基準に含まれる軽微基準を定めております。</p> <p><独立役員に係る独立性判断基準></p> <p>1. 以下の各号のいずれにも該当しない場合に、当該候補者は当社に対する十分な独立性を有するものと判定する。</p> <p>① 当社又は当社の関係会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は過去において業務執行者であった者</p> <p>② 当社又は当社の中核子会社たる三井住友信託銀行株式会社（以下、「中核子会社」という。）を主要な取引先とする者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近3年間において業務執行者であった者</p> <p>③ 当社又は中核子会社の主要な取引先である者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近3年間において業務執行者であった者</p> <p>④ 当社の現在の大株主（議決権所有割合10%以上）である者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近3年間において業務執行者であった者</p> <p>⑤ 当社又は中核子会社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している大口債権者等。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近3年間において業務執行者であった者</p> <p>⑥ 資金調達において、当社の中核子会社に対し、代替性がない程度に依存している債務者等。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近3年間において業務執行者であった者</p> <p>⑦ 現在、当社又は中核子会社の会計監査人又は当該会計監査人の社員等である者、又は最近3事業年度において当該社員等として当社又は中核子会社の監査業務に従事した者</p> <p>⑧ 当社の主幹事証券会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近3年間において業務執行者であった者</p> <p>⑨ 最近3年間において、当社又は中核子会社から多額の金銭を受領している弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタント等の個人</p> <p>⑩ 法律事務所、監査法人、税理士法人、コンサルティングファーム等であって、当社又は中核子会社を主要な取引先とする法人等の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近3年間において業務執行者であった者</p> <p>⑪ 当社及び中核子会社から多額の寄付金を受領している者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近3年間において業務執行者であった者</p> <p>⑫ 当社又は当社の関係会社から、取締役を受け入れている会社、又はその親会社もしくはその重要な子会社の取締役、監査役、執行役、執行役員である者</p> <p>⑬ 上記①、②、③、④及び⑩のいずれかの者の近親者（配偶者、三親等内の親族又は同居の親族）である者</p> <p>2. 上記の各号のいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、見識等に照らし、当社の独立役員としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が独立役員としての要件を充足しており、当社の独立役員としてふさわしいと考える理由を対外的に説明することによって、当該人物を当社の独立役員候補者とすることができる。</p> <p>3. 当社は、取引先（法律事務所、監査法人、税理士法人、コンサルティングファーム等を含む）又は寄付金等（弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタント等の個人への支払いを含む）について、下記の軽微基準を充足する場合には、当該独立役員（候補者を含む）の独立性が十分に認められるものと判断し、「主要な取引先」ないし「多額の寄付金等」に該当しないものとして、属性情報等の記載を省略するものとする。</p> <p>取引先</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社及び中核子会社の当該取引先（取引先、その親会社、重要な子会社）への支払額が、当該取引先の過去3事業年度の平均年間連結売上高の2%未満であること ・ 当該取引先（取引先、その親会社、重要な子会社）による当社及びその子会社の粗利益が、当社の連結業務粗利益の2%未満であること <p>寄付金等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受領者が個人の場合：当社及びその子会社から収受する金銭が、過去3年平均で年間1,000万円未満であること ・ 受領者が法人の場合：当社及びその子会社から収受する金銭が、過去3年平均で年間1,000万円又は当該法人の年間総費用の30%のいずれか大きい金額未満であること
--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。